

全国畜産縦断いきいきネットワーク規約

第1条 名称

本会は、全国畜産縦断いきいきネットワークと称する。

第2条 目的

本会は、全国の畜産に携わる女性達が飼養畜種を越えて集まり、会員相互の交流を通じて、お互いの資質を高めるとともに、消費者との交流を通じて畜産への理解を醸成すること等により、より魅力ある我が国畜産の実現を目指すことを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- ① 畜産経営向上のための研修・視察、会員相互の交流等の活動
- ② 消費者の畜産に対する理解の醸成等に必要な活動
- ③ 未来の畜産を担う後継者の育成に必要な活動
- ④ 情報誌の作成・配布、ネットワークを通じた情報の交換等の活動
- ⑤ その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 会員

本会の会員は、本会の趣旨に賛同する女性の畜産経営者、若しくは畜産従事者、又は畜産に関心のある者とする。

第5条 入会

本会の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出することにより、いつでも入会することができる。

第6条 退会

- 1 本会の会員は、退会届出書を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 2 第13条で定める会費を2期にわたり滞納した者は退会とする。

第7条 理事

- 1 本会の運営のために、理事を15名以内で置く。
- 2 理事は、総会の決議によって選任する。
- 3 理事会の決議によって、理事の中から会長1名、副会長2名以内、会計担当理事2名を選出する。

第8条 任期等

理事の任期は、選任後2年以内に終了する活動年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任はさまたげない。ただし、任期半ばで理事に交代があったときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 理事会

- 1 理事会は、本会の運営に必要な事項を決定する。
- 2 理事会は、毎活動年度の活動計画及び収支予算を決議する。

第10条 総会

- 1 総会は、年1回開催する。なお、書面による開催も出来ることとする。
- 2 総会は、次の事項について決議する。
 - (1)理事の選任又は解任
 - (2)規約の変更
 - (3)解散及び残余財産の処分
 - (4)その他総会で決議するものとしてこの規約で定められた事項

第11条 大会

大会は、年1回開催する。

第12条 経費

- 1 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。
- 2 寄付金受領の可否は理事会が決定する。

第13条 会費

- 1 会費は理事会で決定し、総会の承認を受けるものとする。
- 2 すでに徴収した会費は返却しない。
- 3 入会初年度に限り、会費を無料とする。

第14条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計報告

会計を担当する事務局は常に収支を明らかにし、総会において会計報告をしなければならない。

第16条 事務局

本会の事務局は公益社団法人中央畜産会に置く。

第17条 協賛会員

- 1 本会の目的に賛同する畜産関係団体・組織・組合等で、入会申込書を提出することにより、入会することができる。
- 2 協賛会員は、理事会で決定し、総会の承認を受けた会費を納入しなければならない。
- 3 協賛会員は、本会が発行する資料等の配付を受けるほか、本会のイベント等に置いて、協賛の旨を掲示する。
- 4 協賛会員は、退会届出書を会長に提出することにより、いつでも退会することができる。
- 5 すでに徴収した会費は返却しない。

第18条 その他

この規約に定めるもののほか、本会の運営にあたって必要な事項は、理事会において定めるものとする。

附則

1. 平成 17 年 8 月 29 日付の規約は廃止する。
2. 平成 19 年 7 月 4 日付の規約は廃止する。
3. 平成 20 年 7 月 1 日付の規約は廃止する。
4. 平成 24 年 7 月 1 日付の規約は廃止する。
5. 平成 25 年 7 月 1 日付の規約は廃止する。
6. 令和 5 年 10 月 23 日から施行する。